

香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金実施要領（地域企業再起支援型）

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金交付要綱（地域企業再起支援型）（以下「要綱」という。）第28条の規定に基づき、同補助金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 要綱第27条の報告は、別記様式の事業成果報告書により、毎年度3月末までに知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月29日から適用する。